

第三十一縁 感動に觀音を帰信ひ福の分を願ひて現に大なる福徳

## を得る縁 第三十一

御手代東人は、諾樂宮に宇御めたまひし勝宝心聖武太上天皇の代に、

吉野山に入りて、法を修ひ福を求む。三年ばかりを逕て、觀音の名号を称礼

みて曰さく「南無銅錢万貫白米万石好女多德施」とまうす。時に從二位粟田

朝臣の女在り。いまだ通がず嫁はず。其の娘女、広瀬の家にして忽然に病を得、

急々痛み苦しみて差止ゆるに由無し。粟田卿使を八方に遣りて禪師優婆塞

を問求めしめ、東人に遇ひて拝み請へて呪護せしむ。卿の女、呪の力を被りて

病愈え、すなはち東人に愛ぶる心を發して終に交通ぐ。親屬東人を繫ぎ、閉め

居ゑて療候ふ。女愛ぶる心に忍ぶること得ず、なほ哭き恋ひて其の辺を離れ

ず。眷属量り定めて、東人を放し、更に夫妻にし、家合りて財物をみな既に

施与へ、五位を白し賜はる。後に数の年を逕、其の女死なむとす。時に其の妹

に語りて曰はく「今吾れ死なむとす。一の冀意有り。もし聽許すやいなや」と

いふ。妹答へて曰はく「意樂に隨はむ」といふ。妹語りて曰はく「妾れ東人の

千文。  
一 石は量の単位。一石は十斗、一斗は十升。  
二 養老二年(七六)に制定された位階制(親王四階、諸王、諸臣三十階)の諸臣の第六位。  
七未詳。記録に残されている粟田朝臣姓の者には、本説話と年時、位の一一致する者がいない。  
八 大和国広瀬郡(奈良県北葛城郡河合町、広陵町あたり)か。

九禪師が呪をもちて治病する記述は、上巻二十六縁、下巻二縁、三十六縁にみえる。とくに下巻三十六縁は禪師と優婆塞との登場。

一〇女が自らの病気を治した行者と結ばれる説話に、今昔物語集二十九七、大和物語、一〇五、

一一底本訓釈掲標(二合、加己不)。

一二底本訓釈掲標(二合、加己不)。

一三從五位下は諸臣の第十四位。

一四兄、または弟。女の立場から男きようだいをいう。男の立場から男きようだいをいえばあ

い。本書では「兄」「弟」とされる。西、または妹。男の立場から女きようだいをいう。

一五底本訓釈主(加止良之女)。

恩を被り、なほ長に忘れじ。妹の女を以ちて東人の妻とし、家の裏を守らし

めむと欲ふ」といふ。妹遺言を受けて、己が女を以ちて東人に敬与へ、家の財

を主らしむ。東人現世に大なる福德を被る。是れすなはち修行の驗力にして觀音の感徳なり。更に応へざらむや。

第三十一縁 善業についての現報説話。今昔物語集二十九ノ十六に書承。

二七二七年。

三原文「九月中」。この「中」の用法は、秦代の

竹簡をはじめ中國資料にもみえるが、朝鮮の吏讀(じよ)文に多く(藤本幸夫)。

四奈良市山町あたり。

五底本訓釈(日本訓釈)。未詳。

六奈良市山町あたり。

七未詳。總積寺跡(奈良市東九条町)あたりか。

八底本訓釈(日本訓釈)。未詳。

九底本訓釈(日本訓釈)。名義少(フルフ)。